

(別紙 1)

小千谷市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び小千谷市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第 11 条の規定により、速やかに小千谷市に報告し、子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 子育て世帯移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 子育て世帯移住支援金の申請日から 3 年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 子育て世帯移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合)
  - (5) 子育て世帯移住支援金の申請日から 1 年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (テレワーク、関係人口の場合)
  - (6) 子育て世帯移住支援金の申請日から 1 年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合：全額

(別紙2)

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び小千谷市は、子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定により適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び小千谷市は、当該個人情報について、本事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。